

## 入院時食事療養費について

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っています。管理栄養士によって管理されたお食事を、適時（朝食：午前7時50分、昼食：午後12時、夕食：午後6時以降）適温で提供しています。

### 入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

| 70歳未満の方         | 標準負担額 |
|-----------------|-------|
| 一般（住民税課税世帯）     | 510円  |
| 住民税非課税世帯        | 240円  |
| 70歳以上の方         |       |
| 一般（住民税課税世帯）     | 510円  |
| 住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ） | 240円  |
| 住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ） | 110円  |